

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 (略) <u>20251031保局第1号 令和7年11月11日</u></p>	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 (略)</p>
<p><u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u></p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第2条関係（定義）</p> <p>液体に気体が溶け込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）は、<u>圧縮ガスとして取り扱い</u>、第1号による。</p> <p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、<u>液化シアン化水素</u>、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては、<u>誤解を避ける意味で、例えば炭酸ガスであれば、液状のものを意味する場合のみ、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のもの</u>の双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとする。また、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の液化石油ガスについては、<u>気状のもの及び液状のもの</u>の双方を意味するものとする。</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって、<u>次の①又は②に掲げるものをいう。</u></p> <p>① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かにかかわらず、当該液体の飽和蒸気圧（以下単に「蒸気圧」という。）が大気圧と等しくなる温度をいう。次の②において同じ。）が40℃以下のもの</p> <p>② 大気圧下における沸点が40℃を超える液体が、その沸点以上かつ1MPa以上の状態にある場合のもの</p> <p>ただし、①括弧内の注釈が平成23年7月4日以前に設置された設備（設置のための工事に着手している設備も含む。）のうち、当該設備の設置時又は工事着手時に当該設備の所在する都道府県がこの注釈とは異なる解釈に基づいて高圧ガス保安法の適用を受けないと判断していた設備であって、都道府県が以下の1）及び2）のいずれにも該当すると判断するものについては、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行うまでの間、所在都道府県の従前の解釈によるものとする。</p> <p>1） 設置時に特定設備検査を受けていないなど、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わない限り高圧ガス保安法に基づいた許可又は届出の手続を行うことが困難であると認められること。</p> <p>2） 大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。</p> <p>②規定中「1MPa以上の状態」が平成28年11月1日以前に設置された設備（許可の申請をしているものを含む。）については、従前の解釈によるものとする。ただし、新たな規定を適用することにより、当該設備を法の適用から除外するために法第14条第2項に基づく軽微変更届又は法第21条第1号若しくは第2号に基づく廃止届を行った場合にあっては、その限りでない。また、法第14条第2項の届出を行う場合にあっては、法の適用から除外させる設備の範囲を明確に示すものとする。</p> <p>「圧力」とは、<u>次の①から③までに掲げるものとする。</u></p>	<p><u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u></p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第2条関係（定義）</p> <p>液体に気体が溶け込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）は、<u>圧縮ガスとして取扱い</u>、第1号による。</p> <p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、<u>液化シアン化水素</u>、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、<u>液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のもの</u>の双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、<u>液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のもの</u>の双方を意味するものとする。</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって</p> <p>① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、当該液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度をいう。以下②において同じ。）が40℃以下のもの又は</p> <p>② 大気圧下における沸点が40℃を超える液体が、その沸点以上かつ1MPa以上の状態にある場合のものをいう。</p> <p>ただし、①括弧内の注釈が<u>本内規に追加された</u>平成23年7月4日以前に設置された設備（設置のための工事に着手している設備も含む。）のうち、当該設備の設置時又は工事着手時に当該設備の所在する都道府県がこの注釈とは異なる解釈に基づいて高圧ガス保安法の適用を受けないと判断していた設備であって、都道府県が以下の1）及び2）のいずれにも該当すると判断するものについては、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行うまでの間、所在都道府県の従前の解釈によるものとする。</p> <p>1） 設置時に特定設備検査を受けていないなど、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わない限り高圧ガス保安法に基づいた許可又は届出の手続を行うことが困難であると認められること。</p> <p>2） 大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。</p> <p>②規定中「1MPa以上の状態」が<u>本内規に追加された</u>平成28年11月1日以前に設置された設備（許可の申請をしているものを含む。）については、従前の解釈によるものとする。ただし、新たな規定を適用することにより、当該設備を法の適用から除外するために法第14条第2項に基づく軽微変更届又は法第21条第1号若しくは第2号に基づく廃止届を行った場合にあっては、その限りでない。また、法第14条第2項の届出を行う場合にあっては、法の適用から除外させる設備の範囲を明確に示すものとする。</p> <p>「圧力」とは、<u>第1号から第3号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達する</u></p>

① 第1号の「常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が一メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの」及び第2号の「常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの」における「圧力」とは、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧／加熱／化学反応／その他）は問わないこととする。

② 第3号の「常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる液化ガス」中「圧力」とは、液化ガスの蒸気圧をいう。また、同号の「現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの」中「圧力」とは、液化ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧／加熱／化学反応／その他）は問わないこととする。

③ 第1号の「温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）」、第2号の「温度十五度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス」、第3号の「圧力が〇・二メガパスカルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス」及び第4号中における「圧力」とは、ガスが温度上昇により理論上到達するはずの圧力（液化ガスの場合には、蒸気圧）をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。

（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第18条関係

（1）・（2）（略）

（3）第4号中「圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器」について、当該対象となる圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両及びその燃料装置用容器は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項又は第2項に基づく車両の確認により、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）」及び「圧縮水素ガスを燃料とする車両の燃料電池等の技術上の基準を定める告示（令和7年国土交通省告示第249号）」に定める基準への適合性について確認するものとする。

第23条関係

第4号中「圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器」について、第18条関係（3）と同様である。

第49条関係

（1）・（2）（略）

第1項第16号について

（1）～（3）（略）

第1項第17号について

（1）（略）

（2）「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中つねに状態を把握することをいう。

高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。

までの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。また、第1号から第3号までの後段及び第4号においては、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。

（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第18条関係

（1）・（2）（略）

（新設）

（新設）

第49条関係

（1）・（2）（略）

第1項第16号について

（1）～（3）（略）

第1項第17号について

（1）（略）

（2）「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中つねに状態を把握することをいう。

高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。